

甲府市農業委員会 8 月定例総会議事録

1. 日 時 令和 7 年 8 月 2 8 日 (木) 午後 3 時 0 0 分

2. 会 場 ベルクラシック甲府

3. 出席委員 (1 8 名)

会長：柿嶋 敦、職務代理者：山村 忠弘、米山 夫佐子

【農業委員】

1 番 森澤 良直	2 番 落合 洋子	3 番 土屋三千雄	4 番 宮川 俊一
5 番 興水 辰次	6 番 芦沢 喜嗣	7 番 小松 芳彦	8 番 越石 和昭
10 番 關野 登	11 番 佐々木 茂隆	12 番 西名 武洋	13 番 渡邊 元二
14 番 野澤 洋子	15 番 長田 正実	16 番 菊島 建	

4. 欠員 (1 名)

9 番

5. 職務のために出席した農業委員会事務局職員の職氏名

事 務 局 長	白倉 修
農地係 係 長	中村 勝
係 長	窪田 光洋
振興係 係 長	長澤 和利

7. 議 案

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 2 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 3 号	農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 1 1 項の規定 による農地中間管理機構への要請について
議案第 4 号	令和 8 年度甲府市農業行政施策に関する意見書について
議案第 5 号	令和 7 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について

報告案件

報告第 1 号	山梨県農業会議への諮問結果について
報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可について (競・公売)
報告第 3 号	農地法第 5 条の規定による許可について (競・公売)
報告第 4 号	耕作土搬入届出について
報告第 5 号	農用地利用集積計画の解約について

午後 3 時 00 分 開会

○事務局（中村係長）

本日の総会は、委員定数 19 名中、欠員 1 名、18 名のご出席をいただいておりますので、「農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項」の規定により、この会議が成立していることを、ご報告いたします。

それでは、甲府市農業委員会総会会議規則第 5 条の 2 の規定により、会長が議長を務め、議事を整理することとなっております。柿嶋会長よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

只今から、甲府市農業委員会 8 月定例総会を「農業委員会等に関する法律」並びに「甲府市農業委員会総会会議規則」の規定により、進行して参ります。

最初に、8 月定例総会の議事録署名委員につきましては、議席の順番に、今回は、2 番の落合洋子委員と 3 番の土屋三千雄委員のお 2 人をお願いいたします。

なお、先ほど事務局との打ち合わせの際に、すべての案件において「事前の質問はない」との報告を受けております。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条による許可申請について」審議いたします。事務局より説明してください。

○事務局（窪田係長）

農地法第 3 条につきましては、農地のままの権利移動であります。

今月は、売買が 1 件及び贈与が 1 件の合計 2 件ございます。2 件とも 3 条の資格要件を満たしております。

それでは、議案書 1 ページの 1 番、地図は 1 ページの 3 条 NO. 1 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地の〇面、〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇面、〇面は〇〇となっております。

譲渡人は、現在、〇〇に在住しており、〇〇が〇〇になったことから、〇〇を予定している譲受人が申請地を取得するものであります。

譲受人は、〇〇を予定しており、今後、〇〇での研修会に参加するなど農業技術を学びながら、申請地において〇〇を栽培していく予定であります。

続きまして、議案書 2 番、地図 2 ページの 3 条 NO. 2 をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりです。

申請地については、〇〇あり、申請地の場所については地図のとおりとなります。

譲受人は、〇〇である〇〇で、現在、〇〇からの〇〇を受けながら〇〇で耕作をしておりますが、今回、〇〇を〇〇するため、〇〇により申請地を取得したいとのことであります。

なお、〇〇とは、〇〇を受ける者が〇〇を受けることができ、〇〇が〇〇の時に〇〇の〇〇の〇〇と〇〇の〇〇を〇〇した〇〇から〇〇を〇〇し、〇〇して〇〇として〇〇する〇〇となります。

農業用機械については、〇〇、〇〇、〇〇等を〇〇しており、申請地では、〇〇とともに〇〇、〇〇、〇〇を栽培していく予定であります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第1号についても、事前にご意見等はいただいておりますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見もないようですので、採決をいたします。議案第1号「農地法第3条による許可申請」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の方の賛成をいただきましたので、議案第1号については、決定し、証明書の交付をして参ります。

続きまして、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

農地法第5条につきましては、農地の所有者以外の方が、農地転用するものであります。今月は、4件でございます。

議案書3ページの1番、地図は、3ページの5条NO.1をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇面は〇〇を挟んで〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は、現在〇〇であり、〇〇に伴い申請地を取得し、〇〇の〇〇に転用したいとのことであります。

また、〇〇は〇側道路に〇〇されている〇〇へ接続により処理し、〇〇は〇〇により〇〇する計画であります。

続きまして、議案書の2番、地図は、4ページの5条NO.2をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであり、転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇〇面は〇〇を挟んで〇〇、〇〇及び〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇及び〇〇、〇面は〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断いたしました。

譲受人は〇〇で〇〇を営む〇〇であり、〇〇が〇〇していたことから申請地を〇〇

し、〇〇していましたが、〇〇が〇〇できなくなってしまったことから、申請地を転用し、〇〇するものであります。

転用後は、〇〇に〇〇する〇〇、〇〇、〇〇などの〇〇する予定であります。

なお、申請地は〇〇で、〇〇は〇〇により〇〇する計画であります。

続きまして、議案書3番、地図は、5ページの5条NO.3をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、〇〇でございます。

申請地の〇〇面、〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請地の〇面、〇〇面は〇〇、〇面は〇〇、〇面は〇〇を挟んで〇〇となっており、農地区分は第〇種農地と判断しました。

譲受人は〇〇であり、〇〇は、〇〇が〇〇、〇〇の〇〇が〇〇であることから、申請地を〇〇に転用するものであります。

なお、〇〇は〇〇を予定しており、〇〇する〇〇から〇〇であります。

〇〇は〇〇側道路に〇〇されている〇〇に〇〇し、〇〇については〇〇により〇側道路に〇〇する計画であります。

続きまして、議案書4番、地図は、6ページの5条NO.4をご覧ください。

申請地の所在、地目、面積、賃貸人、賃借人につきましては、議案書記載のとおりであります。転用目的は、〇〇及び〇〇でございます。

賃借人は、〇〇であり、申請地を〇〇を〇〇するための〇〇及び〇〇として、〇〇し〇〇するものであり、農地区分は第〇種農地と判断しました。

申請地については、〇〇あり、〇〇と〇〇の〇〇、〇〇と〇〇と〇〇が〇〇、〇〇と〇〇が〇〇として〇〇するものであります。

〇〇については、申請地の〇〇を〇〇し、〇〇を〇〇した〇〇に、〇〇で〇〇した〇〇を入れ〇〇の〇〇を〇〇するものであります。

〇〇については、〇〇、〇〇と〇〇を〇〇する予定であります。

〇〇については、〇〇として〇〇する〇〇から〇〇した〇〇を〇〇する予定であります。また、すべての申請地で、〇〇については〇〇する予定であります。

なお、〇〇は、〇〇で、〇〇は、〇〇へ〇〇することとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。議案第2号につきましても、事前にご意見等はないと思いますが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等も無いようですので、採決をいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 賛成多数 》

ありがとうございました。賛成多数でありますので、議案第2号については、決定いたします。なお、議案第2号のうち、1,000㎡以上の案件については、許可相当とし、山梨県農業会議に諮問して参ります。それ以外の案件については、許可書の交付をして参ります。

次に、報告第1号から第6号について、事務局より説明して下さい。

○事務局（窪田係長）

それでは、報告事項の説明をいたします。

議案書5ページは、先月の総会案件のうち、農地法第5条の申請について、山梨県農業会議へ諮問をした結果、許可相当との答申を受けました。

議案書6ページから9ページまでは、7月9日から8月8日までに受理しました、相続等の3条の届出、市街化区域における農地法5条の届出、また、耕作土搬入届出を掲載しております。

なお、それぞれの転用目的や農地の所在、届出人等につきましては、議案書に記載のとおりであり、受理通知等につきましては、事務局長の専決により交付済みとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。

「報告第1号」から「第6号」につきましては、報告事項ですので、ご了承をお願いします。

次に、議案第3号の「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理機構への要請について」と、報告第7号「農用地利用集積計画の解約について」は、それぞれ関連がありますので、一括して審議いたします。それでは、事務局より説明して下さい。

○事務局（長澤係長）

振興係の長澤です。よろしくお願いいたします。

それでは、「議案第3号」の説明をさせていただきます。

議案書10ページをご覧ください。

まず、新規設定の集計表となりますが、農地中間管理機構において、9月25日公告、10月1日貸借開始となる案件でございます。

今月は、〇〇、〇〇、の〇〇から、合計〇筆の申請がありまして、合計面積は、〇〇でございます。

中段の表、令和7年度の目標面積、118,100㎡に対し、設定面積は、先月の総会までに、承認をいただきました29,430㎡で、達成率は25パーセントでございます。

次に、11ページをご覧ください。

こちらの集計表は、借受人は、これまでと変わらず、農地中間管理機構を介した案件となりますが、今回、再設定の案件はありませんでした。

続きまして、12 ページが、土地所有者から山梨県農業振興公社への貸付でありまして、13 ページが、借受人となります。

貸付人、借受人の氏名・住所・借受期間等につきましては、議案書記載のとおりでございます。

それでは、新規就農者の案件をご説明申し上げます。

議案書 13 ページの 2 番をご覧ください。

位置図につきましては、7 ページ「議案第 3 号、No.2」を併せてご覧ください。

借受人は、〇〇にお住まいの〇〇歳の〇〇で、新規就農者でございます。この方は、現在、〇〇で〇〇として、〇〇しておりますが、〇〇を持ち、〇〇から〇〇まで、〇〇にある〇〇の〇〇で〇〇の栽培技術を学び、技術を習得されております。

当該農地では、主に〇〇を多品目、〇〇による栽培を行い、〇〇へ〇〇する予定とのことでございます。

農業用機械等でございますが、現在、〇〇のため、〇〇の〇〇を利用することとでございます。

また、当面は、〇〇により、〇〇を続け、〇〇になったら、〇〇し、〇〇を目指して行きたい、とのこととあります。

なお、現在、〇〇しておりますが、〇〇のうち、約〇〇日は〇〇し、〇〇や〇〇の〇〇を〇〇しながら、〇〇、農業に従事する予定でございます。

以上のことから、「農地中間管理事業の推進に関する法律」第 18 条第 5 項による要件を満たしております。

引き続き、農地銀行による農用地利用集積計画の解約の届けが提出されましたのでご報告申し上げます。議案書の 14 ページをご覧ください。

今月は、1 件の解約届が提出されました。

貸付人、借受人の氏名・住所・解約の理由につきましては、議案書記載のとおりでございます。

以上で、説明を終わります。ご審議の程よろしく願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局から説明が終わりました。

それでは、新規就農者の案件について、〇〇地区の〇〇委員より、補足説明をお願いします。

○（關野委員）

事務局からの説明のとおり、現在は〇〇をしながら〇〇を行っており、まさに〇〇を〇〇している方です。当面は〇〇で〇〇して〇〇し、〇〇には〇〇も〇〇して〇〇として頑張っていきたいとのことですので、よろしくお願いします。

○（柿嶋会長）

ありがとうございました。事務局並びに、地元委員より説明が終わりました。こちらでも、事前にご質問の報告は受けておりませんが、特別、何かありましたらお願いいたします。

《 意見なし 》

それでは、ご意見等ないようですので、採決をいたします。議案第3号「農地中間管理機構へ要請すること」に同意される方は、挙手をお願いします。

《 全員同意 》

ありがとうございます。全員の同意をいただきましたので、議案第3号につきましては、農地中間管理機構へ要請して参ります。

なお、「報告第5号」につきましては、報告事項でありますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」審議いたします。事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、ご説明いたします。

去る、5月12日から14日に行われた、各ブロック会議において、委員の皆様に出席を頂く中、貴重なご意見が出され、そのご意見を事務局において集約させていただき、7月30日の運営委員会において、承認された意見書につきまして、本日の総会に提出させていただいております。

本日は、施策提案の朗読をもちまして、説明とさせていただきます。

なお、議案書15ページにつきましては、意見書提出に伴う、前文でありますので、後ほど、ご一読をお願いいたします。

それでは、16ページと17ページをご覧ください。

1 有害鳥獣対策について、有害鳥獣被害は、農業収入の減少はさることながら、生産意欲が失われ、延いては、遊休化につながることから深刻な問題となっております。本市補助を活用した自己防衛のための金網、ネット、電気柵の設置や、猟友会による管理捕獲等の対策を講じているものの被害は広域化しております。今後、安心して農業ができる環境づくりと農業の持続的な発展につなげるため、次のことを要望します。

一つ目としまして、有害鳥獣による被害状況を細かく調査し、生育状況や具体的な行動範囲を正確に把握した上で、従来の方法に加え、有害鳥獣対策の専門家の意見を取り入れた新たな対策も取り入れ、シカやイノシシ、小動物を含む有害鳥獣の隠れ家・棲み処や、個体数の更なる減少対策の実施

二つ目としまして、鳥獣被害防止における、電気柵、金網柵、防鳥柵等、被害防除施設の設置に対する支援の拡充

三つ目としまして、カラスの被害を防止するため、猟友会や農家と連携した定期的な追い払いの更なる実施や、農業従事者を対象としたカラス等の鳥獣被害対策における専門家による講習会の実施

以上、有害鳥獣対策について要望いたします。

次に2の農業センターの農機具の貸出しについてですが、これは、継続している要望になります。

甲府市農業センターの農機具等貸出支援につきましては、農業従事者の多様なニーズに対応していただき感謝しております。その中で、軽トラックでの積載が困難な大型農機具の運搬について、例年と同様に次のことを要望します。

その内容ですが、新規就農者の多くは、トラクターなどの大型機械の運搬に必要なトラックが無いため、トラクターを借りたくても借りることができない状況です。従いまして、大型農機具の運搬支援という内容も今年度も要望したいと思います。

次に3の農業用取水堰の整備についてですが、これも、昨年からの継続要望になります。

農業用水は、農作物の生育に必要な水を供給する役割を担うのはもとより、防火用水などの多面的機能を持っており、「いのちの水」とも呼ばれております。田畑への安定的な水を確保するため、昨年に引き続き次のことを要望します。

要望内容ですが、山城地区6町の農地へ取水する重要な役割を担う「増坪堰」の堰板の設置及び撤去につきましては、現在、人力により一級河川の平等川に入って作業を行っておりますが、その平等川は、川幅が広い上、足場が悪く非常に危険な状態なため、農家が命綱を頼りに行っております。従いまして、降雨時においても河川氾濫が生じない、河川の水位調整ができる可動堰の設置など、安全な取水作業ができる取水堰の整備を要望いたします。

次の4の公図が無い地域の地図（公図）の作成についてであります。これも昨年から継続要望になります。

法務局備え付けの地図（公図）が無い地域（桜井町、横根町、善光寺町の各一部）の農地は、生産性が高い優良農地であるため、農地を借りたいと、意欲ある就農者が多いが、地図が無いことから農地を借りたくても借りることができない状況であります。さらに、各地域が目指している「地域計画」が策定できないため、将来にわたる「守るべき農地」の明確化ができない状況であります。従いまして、昨年に引き続き次のことを要望します。地域農業の発展と持続可能な産地の形成を図るため、法務局備え付けの公図の早期作成を要望いたします。

最後に5の農業施設原材料支給についてであります。地域農業の発展と持続的な農業生産を実現するための農道や水路の基盤整備には、地元施工による農業施設原材料支給があり、その支援については迅速な対応していただき日頃から感謝しておりますが、支給される量が限られていることから、次のことを要望します。より多くの農業従事者が利用できる原材料費の予算の拡充を要望いたします。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

事務局からの説明が終わりました。

議案第4号についても、事前にご質問等いただいておりますが、特別、何かございましたらお願いします。

○（西名委員）

3番目の農業用取水堰の整備の件ですが、これは毎年、山城地区から要望を出しております増坪堰の事であります。この増坪堰の取水の堰板を設置する作業は、危険が伴う作業であり、今は農業者も高齢となっているため、地元の消防団の方をお願いして設置しています。その消防団も万が一のときに備えて命綱を使って作業しています。このようなことから、地元の水利組合の役員が中心になり、先般、甲府市産業部に取水堰の整備について、要望書を提出したところであります。また、甲府市農業振興計画にも載っていることなので、ぜひ、本市農業委員会からも強く要望していただきたいと思います。

○（柿嶋会長）

わかりました。10月3日に市長に意見書を提出する際には、この件について強く要望したいと思います。

他にご意見等ございましたらお願いします。

《 他に意見なし 》

他にご意見等ないようですので、採決いたします。

議案第4号「令和8年度甲府市農業行政施策に関する意見書」について、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。全員の挙手を頂きましたので、議案第4号は決定し、来たる10月3日に執行部が代表し、市長へ直接、意見書を提出してまいります。

続きまして、議案第5号「令和7年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について」審議いたします。それでは事務局より説明して下さい。

○事務局（中村係長）

それでは、資料、最後のページの18ページの、議案第5号の「甲府市農業賞被表彰候補者推薦書」をご覧ください。

去る5月のブロック会議において、今年度は、○ブロックより、○○にお住いの○様が、推挙され、○○様ご本人も、大変恐縮されながらも快く、お引き受けいただいたところであります。

○○様の経歴、経営の概要につきましては、推薦書に記載のとおりで、○○様は、現在○○才、○○にお住いで、○○を広く耕作しております。

〇〇様は、〇〇の役員や、〇〇の農業委員も歴任された方でございます。

推薦の理由といたしましては、記載のとおりになりますが、〇〇様は、〇〇後、〇〇を経て、〇〇の〇〇を〇〇するため、〇〇で〇〇の栽培技術を身に付け、〇〇歳で就農いたしました。

就農後は、〇〇の〇〇を生かした、〇〇を中心に、〇〇や、〇〇など、〇〇を栽培しており、その農業経営につきましては、〇〇の〇〇栽培を〇〇し、〇〇を図ってまいりました。

〇〇の〇〇では、〇〇の調査・研究を重ね、〇〇に〇〇として「〇〇の〇〇」の〇〇を〇〇し、〇〇の〇〇の礎を築き、現在〇〇に役立っております。

また、〇〇の〇〇で〇〇のほか、〇〇の〇〇を歴任し、そして、〇〇として若手農家の指導育成を図るとともに、〇〇の時には、〇〇の〇〇の〇〇を図るため、〇〇の〇〇にご尽力するなど、あらゆる面で農家、地域の活性化に取り組んでいます。

このように、農業への高い意識と、卓越した技術や、知識も豊富で、地域農業の発展に寄与していることから、今回、農業賞に推薦するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○（柿嶋会長）

事務局からの説明が終わりました。本案件についても 事前にご意見等はありませんが、何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

ご意見等ないので、採決いたします。

議案第 5 号「令和 7 年度甲府市農業賞被表彰候補者の推薦について」、賛成の方は挙手をお願いします。

《 全員賛成 》

ありがとうございました。

全員の賛成をいただきましたので、議案第 5 号については決定し、甲府市へ推薦書を提出してまいります。

以上で、予定している案件は、全て終了しましたが、他に何かありましたらお願いします。

《 意見なし 》

無いようですので、以上をもちまして、8 月定例総会を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時 55 分 閉会